平成２７年（フ）第８４４号
仙台市青葉区立町４番25―602号
債務者　藤原　　達
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒巻　智洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月28日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４２８号
仙台市若林区南小泉２丁目６番11号　ハバードリーム二番館103
債務者　渥美　　通
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北爪　賀章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月12日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１３３号
滋賀県東近江市市子殿町1310番地　メゾンブランシュ208号室
債務者　ラーメンどんたく八日市支店こと　北口　文敏（旧姓濵井）
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡村　庸靖
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１７５号
福岡県久留米市津福本町1679番地12　アザレ久留米407号、前住所福岡県久留米市津福本町786番地６　グランピアマンション津福1405号
債務者　門田　良治
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小松　宏吉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１６９号
福岡県久留米市安武町安武本1234番地２
債務者　久留米輝龍ラーメンこと　戸上　輝秋
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白水由布子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１８９号
佐賀市兵庫南４丁目８番８号　セントモリージュⅡ203
債務者　鮎川　雄基
1　決定年月日時　平成28年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　力久　尚子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月10日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３６６１号
大阪府豊中市宮山町１丁目８番30号　平尾方
債務者　平尾　京子（旧姓上西）
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太平　信恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４６号
和歌山市大垣内184番地27
債務者　沼田　裕美
1　決定年月日時　平成28年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前畑　壮志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月24日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１３７０号
札幌市西区八軒３条西１丁目４番13―402号
債務者　伊山　敬子
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３７６号
札幌市厚別区青葉町14丁目18番22号
債務者　岸　美紀子
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４４４号
札幌市手稲区西宮の沢１条５丁目５番15号　セピアンローゼス201号
債務者　葛島　　茂
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４５４号
札幌市西区発寒６条９丁目10番23号
債務者　三嶋　真矢
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４６０号
北海道千歳市青葉２丁目４番８号　パインヒルズ青葉201号
債務者　武田　和美（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４６９号
札幌市豊平区平岸４条12丁目12番46号　平岸ホワイトハイム12号
債務者　平塚由希子
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４８４号
札幌市白石区菊水７条１丁目１番26―２号　フェアネス菊水205号
債務者　津川　麻美
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４９６号
札幌市北区北15条西４丁目２番５号　逢澤方
債務者　阿部沙知子
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５０４号
札幌市東区北15条東12丁目２番13―102号、住民票上の住所北海道浦河郡浦河町荻伏町499番地の21
債務者　乱場　　雄
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部